



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コミュニティ再建と行為主体性：多文化主義の政策実践をめぐって
Author(s)	辻, 康夫
Citation	北大法学論集, 69(6), 396[1]-369[28]
Issue Date	2019-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73378
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no6_03.pdf



コミュニティ再建と行為主体性： 多文化主義の政策実践をめぐって

辻 康 夫

1. 本稿の課題

多文化主義は、マイノリティ集団の文化・コミュニティを尊重・支援しつつ、全体社会への公平な条件における統合をはかる政治ビジョンである。多文化主義には多様な議論があるが、筆者はそれらが主題化するマイノリティの困難・ニーズに注目して、「文化アプローチ」、「支配・抑圧アプローチ」、「コミュニティ再建アプローチ」の類型を作り、それぞれの特徴を検討している（辻 2013）。このうち「コミュニティ再建アプローチ」は、後期近代において広くみられる社会病理に対処するために、コミュニティの人間関係の再建と文化の振興を行うものであり、マイノリティ・コミュニティにおいて広く実践されているものである。筆者は別稿において、その政策実践について分析をおこなったが、本稿はこの議論をふまえて、「コミュニティ再建アプローチ」をめぐる二つの論点についてさらに検討を行う¹。第一は、このアプローチにおける「自己決定・自治」の位置づけである。文化やコミュニティの再建の取り組みは、しばしば当該コミュニティの「自己決定・自治」の強化の試みを伴う。本稿はこの両者のつながりについて検討する。第二に、「コミュニティ再建アプローチ」が、多文化主義政策を正当化する論理の説得力を検討する。とくに「文化アプローチ」・「支配・抑圧アプローチ」と比

¹ 本稿は辻（2018）の続編にあたる。あわせて参照いただければ幸いである。

較しつつ、「コミュニティ再建アプローチ」が正当化しうる政策の範囲と、その訴求力の程度を検討したい。

2. 「集団的効力感」

近年、社会病理の克服のために、コミュニティの文化や人間関係の強化に加えて、コミュニティの「自己決定・自治」の強化が必要であるという認識が、研究者・政策担当者・活動家のあいだに強まりつつある。具体的には、①自治の強化が「集団的効力感」を強め、社会病理の克服に資すること、②文化復興プログラムの実施のために管理権限の移管が必要であること、③マイノリティ集団内の統治の改善のために、自治と文化復興が必要であること、などの点がしばしば指摘される。本稿の前半では、こうした動向について分析を加えたい²。

一般に、近年の心理学研究は、個人のレベルにおいて、「自己効力感」の重要性に注目する。「自己効力感 (self-efficacy, perceived efficacy)」とは、自らが望んだ結果を実現することができるという個人の信念をさす (Bandura 1995, pp.5-6)。自己の能力についてのこのような信頼ないし楽観は、複雑な認知過程をつうじて形成されるものであり、短期的に獲得されるものではない。人間は幼少期から訓練や努力、習慣づけ、成功体験 (制御体験) を積み重ねることで、みずからの能力についての感覚を徐々に高めてゆくのである。とくに忍耐や努力によって障害に打ち勝つ体験を経ることが重要である。さらに、自らに類似した他人の経験

² マイケル・マーフィーは、自己決定・自治を、人間の実現すべき基礎的な機能であると考え、この例証として先住民の自治をめぐる議論をとりあげる (Murphy 2014)。本稿の議論と一部重なるところがあるが、マーフィーの論文は、A. センのケイパビリティ理論を修正して、「集団的ケイパビリティ」の概念を組み込むことを提唱するものであり、またその射程も、人間一般に普遍的におよぶことを想定している。いずれの点においても、きわめて野心的なプロジェクトであり、さらに多くの議論を予定している。これに対して、本稿は、「マイノリティ集団の社会病理の克服」という政策目標との関連にしばって、自己決定・自治の意義を扱うものであり、その考察の角度が異なる。

を見聞することも効力感を向上させる効果を持つ。

近年の研究によれば、自己効力感の強さは、人生の成功に大きく影響する。自己効力感が強いほど、より高い目標を設定して、それに向けた努力を続けることができる (ibid., pp.6-7)。とくに、困難な状態において不安を制御して努力を続けるためには、強い自己効力感が必要になるのである (ibid., pp.8-10)。

心身の健康の維持のうえでも、自己効力感は重要である。困難をコントロールしようと信じる人は、潜在的な脅威に直面しても平静を保ち、抑うつを避けることができる。また、心身の健康を維持するための生活習慣を維持も、自己の行動をコントロールするという効力感によって支えられる (ibid., pp.30-35)。このように、自己効力感は、様々な経路を通じて人間の「行為主体性 (agency)」を強化し、人間の幸福の実現に資するのである (Bandura 2000, p.75)。

ところで近年、心理学者はこのような「自己効力感」の観念を、「個人」のレベルのみならず、「集団」に対しても適用するようになった (Bandura 2000, p.75)。「集団的効力感」は、当該の集団がその目的を実現する能力をもつという、当事者たちの認識と定義される。これは集団の構成員個人の能力のみではなく、その相互作用の所産でもあるから、個人のレベルに還元されない固有の存在の次元を持つとされる。

個人のレベルでの効力感と、集団のレベルの効力感は密接に連動すると考えられる (Bandura 2000, pp.76-77)。個人が目標を達成しうる見込みは、他人からの助力、他人との協力、他人からの妨害などの見通しによって大きく左右される。このため個人のもつ自己効力感、集団的効力感の要素を必然的に組み込むことになる。他方で、集団がなしうる活動は、個人の意欲や能力によって影響を受けるから、集団的効力感、個人レベルの自己効力感に影響を受けることになるのである。

個人レベルの自己効力感と同様に、集団的効力感も集団が「行為主体性」を獲得するうえで、重要な役割を果たすと想定される。構成員が集団の能力について認識を共有することで、協力が可能になるからである。すなわち、集団が設定する目標、利用しうる資源、構成員の献身、困難や挫折に直面した時の耐久性、などはこれによって規定されると考えられる (Bandura 2000, pp.77-78)。近年ではこの仮説の検証のために、教育

システム、職業組織、スポーツチーム、都市の住区などを対象とする実証研究が積み重ねられている。それらによれば、集団的効力感が高いほど、集合的取り組みへの動機が高まり、困難に直面した時の忍耐力が増し、達成度が向上することが示されている。また、それが構成員の幸福感や、心身の健康を増進するという研究も現れている (Tiessen et. al.,2009, p.243)

このような視点は、とくに先住民コミュニティの社会病理を考えるうえで、重要な知見をもたらすことが期待される。先住民のコミュニティは、過去の歴史において、主流派の支配のもとで自律性を奪われ、その生活の細部にいたるまで政府機関による管理を受けてきた。また多くの先住民は劣悪な社会的環境におかれながら、個人としても集団としても、それを改善することのできない無力感を感じている。これらが、先住民コミュニティにおいて多発する自殺の原因と指摘されている (Wexler & Gone 2012)。このような認識のもと、集団的な効力感、行為主体性、自律性の獲得を、先住民コミュニティの社会病理の克服の手段と見なす研究者が増えている。心理学者キルメイヤーによれば、先住民を対象にする医療は「社会的行為」や「集団的行為主体性 (collective agency)」を重視し、「コミュニティのエンパワーメント、アクティビズム、自律性、コントロールをより一層重視するようになった」。このため、「レジリエンスは自己定義の問題であるだけでなく、自己決定の問題でもある」と言われるようになったのである (Kirmayer 2009, p.87)。以下、このような視点から行われる政策研究・実践の例を見てゆきたい。

(1) クラルとイドロウトによれば、先住民の社会病理に対応するために、コミュニティ内の人間関係を重視する「ソーシャル・キャピタル論」が活用されるようになった。しかしながら、彼らによれば、これに加えて、「集団的行為主体性」や「集団的効力感」を重視することが必要である (p.326)。この点を示すために彼らがあげるのが、カナダ・ヌナヴット準州における先住民イヌイットのコミュニティの実践例である³。1990

³ この地のイヌイットは、北方地域の多くの先住民と共通の歴史をたどる。彼らは長らく狩猟・漁猟の生活を送ってきたが、カナダ政府は1950年代から定住と文化的同化にむけた政策を本格的に開始する。これらの政策は伝統的な文化

年代、準州政府（当時はノースウェスト準州）は、社会病理に対処するため、福祉・医療政策においてコミュニティ主導の理念を掲げた。このもとで、各コミュニティに様々な住民委員会が作られた。しかしながら、当初はプログラムを作成する権限が依然として準州政府に残り、その執行も政府職員が担っていた。地元のエルダーらの助言は、十分に聞き入れられていなかった。このような体制の下では、分権政策の効果はほとんど現れなかった。

目立った成果が生まれるのは、ヌナブット準州政府が2006年に福祉・医療体制を改革し、コミュニティの立案したプログラムを採択する方針に転じてからである。著者たちの調査する二つのコミュニティでは、この資金を得て住民たちが組織を作り、自殺防止の取り組みを行った。すなわち青少年センターの開設、エルダーによるカウセリング・サービス、電話相談、世代間交流のためのキャンプなどが行われた。ひとつのコミュニティは、みずからの歴史にもとづく映画を製作し、国際的な評価を得るに至った。映画製作の過程では、村人がともに歴史や伝統を学ぶことで誇りと帰属感が醸成され、世代間のつながりが生み出された。このようなユニークな企画は、当事者の自発性を認めることなしには実現に至らないものである。これらの取り組みによって、これらのコミュニティの自殺率は大きく減少したのである⁴。

このように著者たちによれば、コミュニティが単に政策執行を担当するのみならず、政策立案を含めて、福祉・医療政策を決定することが重

と社会構造を破壊する。さらに1980年代にはヨーロッパで毛皮製品のボイコット運動がおこり、これが彼らの生業に打撃を与える。この結果、彼らの多くが政府の福祉給付に依存するようになった。この時期から自殺率が上昇し、若年層では全国平均の10倍に及んでいる。このため、自殺防止は極めて優先順位の高い政策目標なのである。

⁴ もっとも著者たちによれば、これらのコミュニティの自律性は十分に確保されたとは言えない。コミュニティはプログラムの申請や成果報告のために、パーパワークを要求され、またその予算執行のルールも硬直的である。コミュニティの企画が政府によって採用される保証もない。実際のところ、ここにあげたプログラムは更新に失敗し、プログラム終了後には、再び自殺率が上昇してしまった。

要である。カナダでは、1995年に政府が先住民の自治権を承認することで、福祉・医療政策の分野でもコミュニティ主導の流れが固まる。他の国においても、先住民コミュニティに対するエンパワーメントが、社会病理への対応のうえで不可欠という認識が強まっているのである。

(2) チャンドラーとラルンドは、カナダのブリティッシュ・コロンビア州において、州内の先住民コミュニティ（バンド）およそ200を比較して、コミュニティ再建の程度と、自殺率の関係を統計的に分析した（Chandler & Lalonde 2009）⁵。彼らは「文化の持続性（cultural continuity）」を測定する指標を構成し、これと自殺率の相関関係を測定したところ、両者の間に、強い負の相関が存在することが明らかになった。チャンドラーとラルンドは、この結果を次のように解釈した。文化を持続させる制度や実践が存在しているコミュニティでは、個人のアイデンティティが安定しやすく、自殺が防がれる、というのである。

彼らの研究の意義は、多くの研究者によって認められているが、その分析結果の解釈をめぐっては、意見の相違がある。彼らが構成した「文化の持続性」の指標は、実際には文化の持続そのものを測定したものとは言い切れない。その指標を構成する諸要素は、直接には、コミュニティが連邦政府・州政府との関係において、土地への支配権、自治権、公共サービスの管轄権などを確保している程度を測定するものである（ibid., pp.238-240）。すなわちそれは、「当該のコミュニティがみずからの政治的・文化的生活をコントロールしている程度」を測定するものとなっており（ibid., p.228）、「文化の持続性」というよりも、「集団的な自己決定・自治」と表現されるのがふさわしいものである。実際のところ多くの研究者は、このような理解にたって、彼らの研究を、社会病理の克服の克服のうえでの、集団的な自己決定・自治の重要性を示したものと解釈しているのである（Kirmayer 2009b, p.87; Murphy 2014, p.327; Kral & Idout, p.328）。

(3) メリッサ・ティーセンらは、先住民が過去の従属と同化政策の中で、自らの人生やコミュニティをコントロールする権限を奪われ、これが様々な社会病理を引き起こしてきたと考える。このような問題意識

⁵ この研究については、辻（2018）pp.1299-1300を参照されたい。

から、彼女たちは先住民コミュニティでインタビュー調査を行い、先住民の若者における「効力感」と「幸福感」の関係を分析した (Tiessen 2009)。その結果、自分の人生を自分が決定できると答えたものは、幸福感を持つ傾向が強かった。また、彼らのコミュニティが、その在り方を自ら決定できると認識する者も、幸福感を持つことが多かった。このように、個人および集団のレベルにおいて、自己決定能力の存在を信じるのが、幸福感につながることを示されたのである。なお、統計的分析の結果、集団レベルの自己決定の能力の認識は、これが個人の自己決定能力の信念を強化することを通じて、幸福感を引き上げることが合わせて明らかにされた。このようにして著者たちは、社会病理に苦しむ先住民コミュニティにとって、個人および集団レベルの効力感が重要であること、外部からの統制が有害であり、コミュニティの自律の回復が必要であることを示唆するのである⁶。

これらの研究に見られるように、集団的行為主体性の強化は、個人の精神的健康を改善し、社会病理の克服のうえで有効であることが認識されつつある。それは政策的には、統治や行政の権限をマイノリティ・コミュニティに移譲し、コミュニティの成功体験を積み重ねることで、集団的効力感を涵養することを推奨する含意をもつと考えられる。

3. 文化復興プログラムと管理の権力

マイノリティ文化の復興プログラムの実施において、これを管理する統治組織のもつ価値観が、マイノリティの伝統文化と対立する場合、文

⁶ 調査はマニトバ州北部のクリー族の若者を対象に、2002-2003年に行われた。調査では若者たちが、自らの人生を決定する力を持つものが何であるかを、「自分 self」、「他人 other people」、「神 Creator」、「運 luck」のなかから選択する形をとった。先住民においては、家族関係が重要であるから、「他人」による決定がつねに負の作用を及ぼすわけではない。また、「神」による影響は、肯定的に評価されるのが通常である。このため、「自己による決定」がつねに、幸福感の達成の不可欠の条件というわけではない。このように、この研究には洗練の余地もあるが、「集団的効力感」を重視する近年の動向をよく示すものといえる。

化復興プログラムの効果的な実施が困難になることがある。こうした場合には、管理権をマイノリティに移管することが必要になると考えられる。

心理学者J. ワルドラムは、1990年代初めにカナダの刑務所の矯正プログラムにおける先住民文化の活用事例を調査した際、このようなあつれきの存在を報告している⁷。ワルドラムによれば刑務所の矯正プログラムは「同化主義」にもとづいており、受刑者を「白人中産階級」の価値観と行動基準に順応させることをめざしている。刑務所スタッフもこれにしたがってプログラムを運営する (Waldram, *ibid.*, p.111)。これに対して、先住民文化を活用する矯正プログラムは、先住民のアイデンティティや文化の獲得をめざすものである。この対立が、先住民流のプログラムの実施過程において、様々な圧力となって現れる。

ワルドラムによれば、刑務所のスタッフは、先住民文化についての理解が乏しく、先住民流の矯正の有効性について懐疑的である (*ibid.*, pp.38-41, 122-124)。このため、受刑者のスケジュールの作成において、西洋流のプログラムの実施を優先し、先住民流のプログラムのために十分な便宜を図らない傾向がある。たとえば先住民の儀式の中には、長時間をかけて屋外で行われるべきものもあるが、刑務所はこれらの実施のために、スケジュールを変更することに消極的である。この結果、エルダーは刑務所が設定した時間内に、これを実施することを強いられる。また、受刑者の更生成績の評価においても、先住民流のプログラムへの参加よりも、通常のプログラムへの参加を、重視する傾向も存在した。

さらに、刑務所はエルダーに対して、主流派文化に従って職務を行うことを要求する (*ibid.*, pp.124-127)。刑務所は受刑者を白人中産階級の価値観に同化することをめざすが、エルダーにはこの観点から個々の受刑者についての評価・報告を求める。これに対して、エルダーは、受刑者のアイデンティティの確立のための助力をめざしているから、施設への報告の任務を嫌い、受刑者に寄り添うことを望む。また刑務所は、エルダーに短時間で多くの業務を処理することを求めるが、エルダーはこのようなやり方を嫌うため、結果的に、時間外にも多大な労働を強いられる。

⁷ ワルドラムの調査については、辻 (2018), pp.1294-1297を参照されたい。

施設は、良い提案書を提出したエルダーを選んで契約するが、この提案は施設を満足させるように、主流文化の様式に従う必要がある(ibid.,pp.125-127)。受刑者は、資質の高いエルダーを刑務所が雇用することを望むが、このような事情から受刑者の要求が実現しないことも多い。実際のところ、個々のエルダーが刑務所との契約を獲得することは難しくなっており、もっぱら受注のノウハウを持つ団体が獲得することになる。先住民自身が運営する団体もあるが、経験の乏しい経営者のもとで結ばれた契約によって、エルダーが過度に拘束される例もみられる。このように主流社会の価値観に沿った刑務所の運営方法は、先住民エルダー、先住民団体、受刑者のニーズと衝突し、伝統文化復興の事業を制約するのである。

1992年の連邦法 The Corrections and Conditional Release Act は、こうした限界を克服する意義を持つものであった。この法は明示的に、先住民受刑者に先住民流の更正プログラムへのアクセスを保障する(§83)。これに加えて、先住民コミュニティが刑務所などの矯正システムの設計・管理に参加することが定められた。すなわち、連邦、地域、ローカルのレベルに、それぞれ諮問委員会がおかれ、先住民コミュニティに定期的に意見聴取を行なったうえで、連邦政府矯正局(Correction Service of Canada)に対して助言をおこなう。さらに画期的なのは先住民のコミュニティや団体が連邦政府矯正局と契約をむすび、刑務所を代替する更生施設「ヒーリング・ロッジ」を経営することが可能になったことである(§81)(OCI 2012; Nielsen 2003)。「ヒーリング・ロッジ」は、高い裁量権を持ち、先住民の文化・価値・伝統にしたがって更正プログラムを提供する。これらの手段により、先住民コミュニティが、先住民受刑者の更正過程を管理するが可能になるのである(Martel 2011 p.249)。それは先住民の社会病理の克服の手段であるとともに、先住民の自治権の回復の一環であると位置づけられている。

4. 先住民コミュニティの統治の改善

権限移管が実現しても、マイノリティ・コミュニティが、権力や資源を効果的に行使して、社会病理に立ち向かう能力を持つとは限らない。

むしろ社会病理に苦しむコミュニティにおいては、社会規範が解体しており、構成員間の協力が難しく、権力の乱用や資源の浪費が起こることも多い。このような場合、社会規範を再建してコミュニティの行為主体性を回復することが、重要な政策課題になる。以下では北米の先住民の例にしたがって、この点をめぐる議論を検討したい。はじめに、統治の機能不全の状況を概観し、次にその克服策を検討する。そのなかでは、伝統的な社会関係と文化の復興が、統治の改善の鍵とされるのである。

カナダの先住民コミュニティの政府（バンド政府）における機能不全は広く認識されている⁸。「インディアン法（Indian Act）」にもとづく現在の統治構造は、植民地主義的な支配に起源をもち、連邦政府がバンド政府を通じて個々の先住民を統治することを目的としていた。このため、この三者の間に垂直的な支配関係が作られた。すなわち、バンド政府は連邦政府に従属する一方で、バンドの構成員に対しては強い支配権をもつのである（Freideres 2011, ch.9）。

バンド政府を担うのはバンド評議会（band council）であり、これは一人の首長（chief）とバンド評議員（band councilor 最大12名）から構成される。バンド評議会は連邦政府の統制下におかれており、大臣はバンドの行う多くの決定に介入することができる。たとえば、近年にいたるまで、大臣はバンド政府が制定しようとする条例を却下することができ、しかも却下の理由を示す義務すら負わなかった⁹。連邦政府は教育や医療などの権限委譲をすすめているが、重要な決定権は依然として、連邦政府に残っている（Freideres 2011, p.73）。連邦政府は政策の優先順位をきめて、それぞれの施策に対してバンド政府に権限を割り当て、その実施上のアカウンタビリティを政府に対して果たすことを要求する。

⁸ カナダの先住民にはいくつかのカテゴリが存在するが、ここで扱うのは、伝統的にインディアンとして連邦政府に認定され、インディアン法のもとで自治権を認められてきたファースト・ネーションズのコミュニティ（バンド）の政府である。カナダの先住民にはこのほかに、イヌイット、メイティ、非認定インディアンが存在する。

⁹ この点は2014年に至って、Indian Act の82条が削除されたことで解消された。

このように、その自治の権限は限定されてきたのである。

他方、バンド評議会は、コミュニティの構成員に対しては大きな権力を握っている (Graham 2012)。すなわち、バンド内では行政権と立法権の分割がなく、どちらもバンド評議会に行使される。その権限は教育、福祉、医療、治安、経済開発、環境管理など、きわめて広汎である。バンド評議会の権力の濫用を防止する仕組みは、コミュニティ内部にはほとんど存在しない。すなわち政党は存在せず、またオンブズ・パーソンや監査機関、倫理委員会などの監視の仕組みも存在しない。メディアが存在する場合も、通常はバンドの所有であり、バンド政府からの独立性は確保されない。しかも、バンド政府はバンド内のほとんどの資源を管理するから、構成員に対する立場は強い。多くの居住者は、住居や金銭収入を公的給付に依存しているから、公営住宅の割り当てや、福祉サービスの実施実務を担うバンド政府は、その権限を濫用して、反対者を沈黙させることが可能なのである。

このような統治構造は、コミュニティ統治の機能不全を引き起こし、集団行動を不可能にしている。たとえば、貧困軽減のための開発プロジェクトは、その運営のまずさのゆえに失敗することが多い (Freideres 2011, pp.179-180)。これらの事業は、しばしば、コミュニティ内の熟慮よりも、連邦政府の助成金の採択や、外部事業者からの誘いなどの偶然の事情によって開始される。そのアイデアや資金が、コミュニティの外部からもたらされることが多いのである。事業が始まると、リーダーはプロジェクトの担当に親族や友人を任命し、また事業から私的利益を引き出そうとする。このようにして、多くのプロジェクトは失敗するのである。

連邦政府の主導する施策についても、非能率が指摘される。連邦政府はしばしば新しい施策を展開するが、これらの多くは断片的かつ一時的なものであり、先住民社会の抱える構造的問題に切り込まず、状況を好転させない (Freideres 2011, pp.193-195)。連邦政府の施策や予算は、しばしば不十分であり、またその行政上の怠慢は、監査長官 (Auditor General) の報告書などにおいて繰り返し批判されてきた。

このような統治制度の欠陥は広く認識されてきた。この克服のために、
(1) 先住民コミュニティの自治権を強化し連邦政府のコントロールか

ら自立させること、(2) 先住民コミュニティ政府の構成員へのアカウントビリティを確保する仕組みを作ること、(3) アカウントビリティを支える社会規範を再建すること、が必要と考えられるのである。このうち、ここで検討の対象にするのは、構成員へのアカウントビリティをめぐる議論((2) および(3))であり¹⁰、その手がかりとして、2002年にファースト・ネーションズ・ガバナンス法案(以下「ガバナンス法案」)をめぐるなされた議論を検討したい。この法案自体は不成立になったが、これをきっかけに、ガバナンス再建における伝統文化の意義について、示唆に富む議論が行われたのである。

この法案を作った連邦政府の意図は、バンド政府がアカウントビリティを負う対象を、連邦政府からバンド構成員に移すことにあり、そのためにバンド政府の運営の規則を整備することであった(Freideres 2011, pp.142-144)。法案によれば、各バンドは、バンド評議会の選挙の方法、バンド評議会の開催や運営、バンド総会、条例制定、会計処理、情報開示、苦情申立てと救済、などに関して、成文のルールを作成することを求められる。これを2年以内に作成できないバンドに対しては、法案の提示する標準的な規則が適用される。このような改革の方向性は妥当なものであったが、それが伝統文化の意義に注意を払わない点が、批判を浴びることになったのである¹¹。

カナダの先住民の法学者ジョン・ボロウズは「ガバナンス法案」の提

¹⁰ 「(1) 自治権の強化」については、1990年代以降、遅いペースであるが着実に進行してきた。連邦政府は1995年に、先住民が固有の自治権をもつことを承認し、二つの手法によって先住民コミュニティの自治を強化してきた。①第一に、個々の先住民集団との協定を締結し、自治政府の樹立をめざすものである。自治協定の締結には長い時間がかかり、多くの問題点も指摘されるが、今日では相当数のコミュニティが自治を獲得するに至っている。②第二は、自治政府を樹立していない先住民コミュニティに対して、暫定措置として、現行のシステムを改良するというものである。「ガバナンス法案」は、現行のシステム内の改良という、②の試みの一環である。

¹¹ この法案が失敗した直接の原因は、立案過程における先住民団体との交渉の不備である。しかしここに見るように、この法案にはより本質的な問題もはらまれていた。

示する規則自体の有用性はみとめつつも、これらの規則が先住民の規範的秩序から切り離されて提示されていることを批判する (Borrows 2003, p.110)。アカウントビリティはつねに、〈誰に対して、どのように果たされるべきか〉、という観念をともない、またそれを基礎づける原理・理念によって力を与えられている。こうした文化的基礎づけを無視して、技術的な規則を制定しても、遵守は期待できない (ibid., p.117)。西洋流の常識では、これらの規則は処罰の威嚇によって通用性を与えられると考えられるが、高いレベルのアカウントビリティを実現しようとするれば、これでは不十分である (ibid., p.132)。人々が、原理・理念へのコミットメントを持ち、これにもとづいて相互に評価しあうことが不可欠なのである。

ボロウズによれば、統治の改善のためには、先住民の伝統・価値観によって、アカウントビリティの観念を基礎づける必要がある。ファースト・ネイションの多くにおいて、アカウントビリティの源泉となるのは「管理者の責任 (stewardship)」の観念である。先住民の世界観においては、人間は創造主によって世界の中に場所を与えられ、土地、植物、動物、その他の存在と調和しつつ生きることを求められている。人間は互いに配慮し合い、また他の被造物とも、友好的に共存する義務を負う。コミュニティはこの観念にもとづいて、リーダーの行動を評価し、賞賛や非難をつうじて、美徳の実践を促す (ibid., p.110)。アカウントビリティは、このような特定の規範やコミュニティとの関係ではじめて意味を持つ観念なのである。

以上のような認識をふまえれば、「インディアン法」の部分的改良を行う「ガバナンス法案」の試みは無益なものと考えられる (ibid., pp.117-118)。植民地主義・同化主義に由来する「インディアン法」は、先住民と土地を切り離し、先住民の統治組織や親族関係を破壊し、宗教の実践を抑圧するものであった。またそれは、リーダーの構成員に対する責任の観念を否定したものであった。このように、もともとの法の基本理念が、ファースト・ネイションのアカウントビリティの観念と矛盾する以上、これを部分的に改良しても、人々の忠誠を獲得することは困難とされる。

制度の構想においても、「ガバナンス法案」には問題がある。西洋流

の統治の観念の根本には、集権的・垂直的な統治のイメージがある。従来、バンド評議会をコミュニティから切り離してきたのは、この観念なのである (ibid., pp.119-121)。「ガバナンス法案」がめざすのは、バンド評議会を統制していた連邦政府にかえて、構成員による統制を実現することであるが、集権的・垂直的な統治構造を残したままでは、状況は改善されない。法案は、政府の権限濫用に対処するための救済機関の設置を提唱するが、これも、バンド評議会に任命されるものである以上、バンド評議会の権力を抑制することは困難である。さらに法案は外部からの監視を取り除き、バンド評議会の権限を強化することで、アカウンタビリティの確保がいっそう困難なる可能性がある。

ボロウズによれば、小さなコミュニティの多くにとって、垂直的・集権的な統治構造は適合しない。したがって、この観念に代えて、先住民の伝統的なコンセンサス形成による統治形式を復活させるべきである (ibid., p.122)。またコミュニティの権威を代表する、独立した司法機関を設立するべきである (ibid., pp.123-124)。この機関は、先住民の法・伝統と、西洋流の法の両方を利用して紛争を裁定し、法原則を明確化してゆく役割を負う。これをつうじて、統治がコミュニティの意志によってチェックされ、アカウンタビリティが実現されるのである。もちろん、先住民の伝統に通じていない現行の裁判所は、このような機能を果たしえない。

こうした実践のモデルとなるのが、アメリカの先住民のコミュニティであり、そのいくつかは連邦政府からの高い自律性をもつ裁判所を備えている。たとえばナバホ族の裁判所は、かつてリーダーによる収賄の事件を裁くにあたって、一方で、主流社会の「信託義務 (fiduciary duty)」の観念に依りつつも、その解釈にあたってはナバホ族の神話やコモン・ローを援用し、リーダーの責任の範囲を確定したのである。

こうした統治の秩序を機能させるにあたって、宗教儀礼の実践はきわめて重要である。儀礼の場において、世界観や規範秩序が開示され、構成員の果たすべき義務が示される (ibid., p.116)。また、義務を果たした者への称賛と、これに違反した者への非難が行われる。数々の物語が語られ、忠誠、勇敢、寛大、愛情などの美德の実践が奨励される (ibid., p.117)。このように、宗教をふくむ文化の活性化と、これを通じたコミュニティ

の社会規範の再建こそが、ガバナンスの改善の鍵となるのである。

アメリカの研究者コーネルとカルトは、カナダのファースト・ネイション会議 (Assembly of First Nations) の依頼をうけてガバナンス法案の分析を行い、厳しい意見を述べている (Cornell et. al. 2002)。彼らの指摘はボロウズの主張と重なるところが大きい。コーネルらの主導する「ハーバード・プロジェクト」は、アメリカの先住民の諸コミュニティを研究対象とし、経済発展を実現するうえでの、統治のパフォーマンスを研究してきた (Cornell&Kalt 1992; 1995; 2000; 2001; Cornell et. al. 2002)。彼らはアメリカの多数の先住民コミュニティ (トライブ) をサンプルとし、質的分析と量的分析の両方を用いて、先住民政府が、開発プロジェクトに成功するための条件を探ってきた。

この研究から得られた知見によれば、良好なガバナンスの実現のためには、次のような要因が特に重要である。第一に、先住民コミュニティが完全な自治権を持つことが決定的に重要である。先住民コミュニティは、既定のプログラムを執行する権限を持つだけではなく、プログラムそのものを作成する権限を持つべきである。外部の主体、たとえば連邦政府は、詳細な事情について知識や、プロジェクトの成功への切実な関心を持たず、十分な資源の投入を躊躇することも多い。たとえばアメリカのインディアン局 (Bureau of Indian Affairs) も、予算の確保や、権限の拡大など、その組織独自の目標をもっており、これらがプロジェクトの成功よりも優先されることがある (Cornell et.al. 1992, p.13) したがって先住民コミュニティが決定権を持たなければ良いプロジェクトは生まれないのである。

第二に、コミュニティ政府の権力濫用を防止するための諸制度・諸規則も重要である。決定手続きや会計に関する規則にくわえて、権限の分割も重要である (Cornell&Kalt 1992, pp.21-25)。とくに独立した司法制度が存在することが有用である。また、経済事業の成功のためには、その運営がコミュニティ政府からの自律性をもち、政治的リーダーの個人的利害を排除することが重要である (Cornell&Kalt 1992, pp.25-26)。

第三に、文化規範の役割が重視される。良好な統治を実現するためには、リーダーおよび構成員が、統治制度の正統性を受け入れ、それを支

える規則を遵守する必要がある(Cornell et.al 2002,p.5)。そのためには、公的な統治制度が、構成員の共有するインフォーマルな規範や組織と一致しなければならない。インフォーマルな規範は、構成員相互間の評価・賞賛に支えられて構成員の行動を実効的に拘束する(Cornell&Kalt 2000, pp.448-449)。公的な制度は、その力を利用しなければ機能しないのである。

文化規範に合わない制度が強要された場合、それは正統性を獲得できず、その規則は十分に遵守されない。本来のリーダーは公職に就こうとせず、コミュニティの実際の意志決定は、公的制度の外側で行われることになってしまう(Cornell &Kalt 1995, p.418; Cornell et.al. 2002, pp.13-14)。この結果、公的制度は適切に機能せず、権力や資源の濫用がおこることになる。

文化規範のあり方は、先住民集団ごとに大きく異なる。ボトムアップ型の意志決定システムをもつ分権的なコミュニティも、強いリーダーを中心とする集権的なシステムを持つ集団も存在する。これらのうちには、西洋流の民主主義制度とは異なった形態を持つものもあるが、これらは安易に否定されるべきではない。伝統的制度は、特定の文化的コンテクストにおかれれば、しばしば高いレベルの効率性とアカウンタビリティを達成する。たとえば、コチーチのプエブロ族においては、伝統的な神権政治が維持されており、特定の家系から選ばれる一人の宗教指導者が強力な権限を持ち、ほとんどの公職を任命する。しかしながら、コミュニティの強力な規範が、政治権力の行使を拘束しており、宗教指導者はコミュニティの事業から利益を受けることを禁じられ、質素な生活を送っている(Cornell & Kalt 2000, p.456)。このシステムは良好に機能し、プエブロ族は目覚ましい経済開発に成功してきたのである。このように、先住民社会では、リーダーの選出方法が民主的でないとしても、高いモラルを要求する規範と結びつくことで、円滑な統治が実現されていることも多い。逆に、西洋流の制度が導入され、選挙による公職者の頻繁な交代が行われても、これが、アカウンタビリティを向上させない事例も多く、この点についての予断を持つべきではないのである。

カナダ政府は統治の改善のために、コーネルらのハーバード・プロジェクトに関心を示してきたが、コーネルらによれば、カナダ政府はプロジェ

クト全体の趣旨を「カバナンス法案」に反映させていない (Cornell et. al. 2002, p.11)。カナダのファースト・ネーションズはアメリカのバンドに比べて、自己決定の権限が弱く、「ガバナンス法案」における自治権の強化策は不十分である。また、文化規範との整合性が重視されていない点も問題である。すなわち各種の規定の整備にあたり、法律による外枠の制約が強すぎ、また一定の場合に政府の用意した定型のルールが適用されることが、これを示している。

このようにボロウズやコーネルらは、先住民コミュニティの政治的自律性の回復と、文化的伝統にしたがった統治が、先住民コミュニティの統治を改善し、行為主体性を回復するために不可欠であると考えているのである。

5. 穏健な政策・ラディカルな政策

コミュニティ再建アプローチは、穏健な形も、ラディカルな形もとりうる。穏健な政策とは、現行の社会制度を維持しながら、その枠内でマイノリティの文化振興や、人間関係の強化を行う政策である。治療施設における先住民文化の利用や、文化活動への助成などの政策実践は、このような性格を持つものも多い。他方で、本稿にみてきたように、文化振興をおし進めたり、集団的行為主体性の構築をめざしたりする場合には、マイノリティ・コミュニティへの権限委譲や、自治権の付与など、既存の制度の大幅な変更が必要となることも多い。

このような場合には、権力や利益を脅かされる主流派集団の抵抗が起こることもある。たとえば、北米の先住民の場合、文化振興の中心的要素のひとつは、土地とのつながりの回復であるが、これは先住民による土地への管理権の要求につながり、近代的土地所有制度との軋轢を生み出しうる。実際のところ、先住民の土地権の主張は、主流社会の大資本による資源開発事業と衝突する。周知のように、今日北米の数か所で、先住民の土地にパイプライン敷設することの可否について、激しい対立が生じている (タリー 2017)。また、先住民の統治に関する伝統の再興は、先述のように、先住民と連邦政府の権限分割の根本的変更につながるのである。

施設における先住民文化の活用についても、対立が生じる場合がある。

先述のように、カナダの刑務所における先住民文化の活用は、主流社会の文化にもとづいた施設運営との間に軋轢をうみだした。1992年の連邦法 The Corrections and Conditional Release Act は、こうした限界を克服するものであり、先住民流の更正プログラムへのアクセスを保障し、また先住民コミュニティの刑務所運営への参画を定めたものであった。しかしながら、このような権限移管は、順調に進んでいるとはいえない。カナダの矯正調査官 (Correctional Investigator) の2012年の調査報告書は、先住民コミュニティが運営する「ヒーリング・ロッジ」の開設が停滞していることを問題視している (OCI 2012; Nielsen 2016)。法律ができて20年が経過しているにもかかわらず、ヒーリング・ロッジの収容能力はわずかにとどまっており、施設が存在しない地域も多い。報告書はその原因が、連邦政府矯正局の消極的姿勢にあるとして厳しく批判している。

報告書によれば、矯正局は「ヒーリング・ロッジ」への収容対象を、リスクの低い受刑者 (ミニマム・セキュリティ施設の適格者) に限定しているが、これはもともととの議会立法の意図を、不当に限定するものである。また矯正局が提示する契約条件の悪さが、先住民コミュニティが開設を躊躇する最大の原因であるとされる。現在の契約条件は先住民コミュニティに経済的利益をもたらさないばかりか、経済的リスクを負わせるものになっているのである¹²。しかも、先住民による「ヒーリング・ロッジ」の開設が停滞するなかで、矯正局は直営の「ヒーリング・ロッジ」を開設し、ここに十分な資金をつぎ込むことで、先住民の施設に圧迫を

¹² 矯正局は最近まで「ヒーリング・ロッジ」設立のガイドラインすら作っておらず、先住民コミュニティと交渉に入る条件も明確にしていなかった。また契約において、事業者提供される資金は不十分であり、定員に欠員が出たときには、損失が発生する。契約期間は5年であり、その終了後に更新される保証はない。契約期間中は追加の資金提供はなく、不測の出費などがあると財政がひっ迫する。スタッフには、矯正局に対する報告書類の作成などの業務が課せられ、これに慣れない者には負担になる。しかもこのような資金不足の状態で、矯正局が運営する施設と同等の業務を行うことを求められているのである (OCI 2012; Nielsen 2016)。

加えているのである¹³。このように、矯正施設における先住民文化の活用の方策については大きな前進がみられたが、管理権限の移管については、政府機関の姿勢は極めて消極的であり、実現は容易ではないのである。

ところで、先住民コミュニティの自律・行為主体性の回復は、形式的な自治制度の実現によって完全に達成されるとも限らない。先住民が自治権を獲得した場合でも、主流派の政府や大企業は、その影響力を利用して先住民にコントロールを及ぼそうとする。とくに天然資源などに恵まれた先住民コミュニティの土地において、資源採掘などを企てる企業や、それを支援する政府は、事業に対する先住民コミュニティの継続的な同意を取りつけることに腐心する。こうした目的のために、企業や政府が先住民コミュニティのリーダーに利益を供与して、彼らを抱き込むことがある。このような場合、開発に参加することで利益を引き出す立場にあるリーダーと、利益に与らない多くのコミュニティの構成員の間に、断絶が生まれるのである。このような状況においては、外部アクターの影響力によって、意図的に腐敗が持ち込まれ、行為主体性が掘り崩されることになる。実際のところ、そのような影響力の行使を批判する議論は、先住民の理論家・活動家のあいだに有力なのである (Alfred 1999, 2005)。こうした圧力に抗して、コミュニティ再生を実現するために、アルフレッドは既存の権力関係のラディカルな変革が必要であると考え。リーダーとコミュニティのとの一体性を回復するために、伝統・文化を基礎にした価値観の共有の必要は、いっそう切実さを帯びる。アルフレッドはこれに加えて、主流社会の経済開発のビジョン自体を、安易に受け入れないように戒める。資本主義の消費主義的文化に抗して、

¹³ 先住民による施設に比して、これらの施設には、受刑者一人当たりには換算すると、1.6倍の資金が提供されている。このため、職員の待遇もよく、先住民の施設から、矯正局の施設に転職するスタッフも多く、先住民の施設への圧迫になっている。矯正局はこれら直営のヒーリング・ロッジの運営を、将来は先住民コミュニティに移管し、81条にもとづくヒーリング・ロッジに転換するという方針をしめしているが、その交渉は停滞している (OCI 2012; Nielsen 2016)。

先住民の伝統を回復することが必要であると論じるのである。

6. 正当化の問題

それでは、マイノリティによるこれらコミュニティ再建の実践を、国家ないし主流社会は是認し、支援する義務を負うのであろうか。また「コミュニティ再建アプローチ」は、「文化アプローチ」や「支配抑圧アプローチ」に比して、社会的支持を得ることが容易であろうか。以下ではこれらの問題を考察したい。

コミュニティ再建の政策は、すくなくとも穏健な形態においては、リベラルな正義の原理によって基礎づけられると考えられる。「安全」「恐怖からの自由」「適切な初等中等教育」などは、人間が必要とする最も基礎的な財であると考えられるが、社会病理に陥ったマイノリティのコミュニティにおいては、構成員はこれらを楽しむことができない。平等主義リベラリズムの観点にたてば、社会はそのすべての構成員に対して、これらを、公平に分配しなければならないから¹⁴、これを妨げる社会病理を解消する必要がある。それに必要な限りにおいて、政府はマイノリティのコミュニティ・文化の再生を支援する義務を負うと考えられる¹⁵。

¹⁴ リベラリズムが「正義」を定式化する方法には、いくつかの類型があるが、これら最も基礎的な財の欠如が許容できないことについては、合意が成り立つと考えられる。ケイパビリティ・アプローチや、関係論的平等論の観点からは、社会構成員の一部が、平等な市民として機能できない状態は許容できない。当事者の選択の責任を考慮するドゥオーキンの理論においても、これらの財を欠いた人生のプランは、通常の人々の選択の対象になるとは考えられず、是認できないと考えられる。

¹⁵ もっとも「コミュニティ再建アプローチ」を個々の事例に適用するためには、その事例において、多文化主義政策が、社会病理の克服にとって、必要・有効であることを示す必要がある。社会病理の克服のためには、多文化主義政策以外にも有力な政策手法が存在するから、この論証は常に成功するとは限らない。有力な対案のひとつは、荒廃した地域の住民を、社会環境が安定した地域に移転させるものであり、「モビリティ戦略」の一環として主張される。両者の政策手法の優劣は、種々の条件に依存するが、この点に関する検討は別稿において行いたい。

マイノリティの社会病理が、政府や主流派がマイノリティに加えた不正義に起因する場合には、この問題に対処する政府・主流派の責任は一層大きなものになる。この場合には、政府・主流派は過去の不正を埋め合わせる義務を負うからである。過去の不正義と現在の社会病理の間の因果関係を証明するのは難しいことが多いが、この関係を示す試みのひとつとして、「歴史的トラウマ」の理論がある (Gone 2013; Gone 2014; Fast & Collin-Vezina 2010)。1980年代以降、精神医学において、「トラウマ」と「PTSD」の観念が確立されたが、「歴史的トラウマ」はこの観念を拡張するものである。それは歴史上の出来事から、今日の精神疾患を説明するものであり、今日では心理学や精神医学の分野で、一定の認知を得るに至っている。

通常のトラウマと比較した場合、「歴史的トラウマ」は集団的に経験され、集団全体に影響を与える点が特徴である。また、一度の体験ではなく、多くの経験が累積して作用すると想定される。またそのトラウマは、子育てへの影響を通じて、子孫にも継承される。その代表的な事例は、過去の植民地化や虐殺に起因するものとされる。

「歴史的トラウマ」の理論化の手がかりになったのは、ユダヤ人や先住民のホロコーストの研究である。ホロコースト犠牲者の子孫は、しばしば祖先と同じような恐怖を体験する (Fast & Collin-Vezina 2010)。そのメカニズムは以下のように考えられている。親と死別した生存者は、親に見捨てられたという意識を持ち、その苦痛からの救いを、子供に求めようとする。子供は親を救えない自分に責任を感じるようになり、自尊心が低下する。このパタンが次世代に引き継がれてしまうというのである。近年ではこれがインディアン寄宿学校の生存者についても適用される。すなわち親元から連れ去られた子供たちは、親から見捨てられたように感じ、その苦痛が子供に受け継がれてしまうというのである。

このような「歴史的トラウマ」の理論は、現段階では科学的に立証されたとはいえない¹⁶。実際のところ、先住民が個人レベルでかかえるト

¹⁶ 先住民の心理学者にも、「歴史的トラウマ」の概念を使うことに慎重な態度をとる者も存在する。ゴーンは、この概念を利用することで、過去の不正に注意が向かう反面で、現在の不正から注意がそらされること、すべての先住民が

トラウマは、遠い過去のできごとの継承というよりも、幼少期から青年期にかけての悲惨な体験から生じることが多い。また今日の社会病理は、現在の差別や社会経済的周縁化に由来するところも大きい。したがって、過去の不正な暴力が、今日の個人にあたえる影響を証明するためには、きわめて複雑な因果関係をたどらなければならないであろう。

しかしながら、「歴史的トラウマ」のような理論によらなくても、政府や主流派による歴史的不正が、マイノリティ・コミュニティの社会病理の原因であると認められる場合は存在する。たとえば今日、カナダでは、先住民の社会病理が過去の同化政策によって引き起こされたという認識が広がっている。それを象徴する実例が、「インディアン寄宿学校」である。これは政府とキリスト教会が共同で運営した施設であり、その使命は先住民の児童を主流のヨーロッパ系の文化に同化することにあった（TRC Canada 2015）。子供たちは親元から遠く引き離され、伝統言語の使用を禁じられ、英語・仏語とキリスト教を教え込まれた。これは先住民コミュニティの文化や社会関係を破壊した。また強制的な同化政策を受けた世代は、適切な社会化を妨げられ、夫婦生活や子供の養育の能力を低下させた。こうした文化的破壊が、社会経済的周縁化と相まって、深刻な社会病理を生み出したと考えられる。このような認識は、「インディアン寄宿学校」をめぐる「真実和解委員会」の活動（2008-2015年）を通じて確固としたものとなった。これとともに、コミュニティ再建を支援する政府の義務の認識も、広く社会に定着したと考えられる。

コミュニティ再建の政策は、正義や平等に基づく以上のような論拠に加えて、別の根拠によっても支持をうける。第一に、社会病理に見舞われたコミュニティは、若者の自殺や児童虐待などの悲劇に見まわれることが多く、これが人々の共感をよびおこす。人間としての慈悲心（compassion）や、同じ国民としての同朋意識・連帯感、これらのコミュニティの再建を支援することの動機となる。

第二に、政府の施策の費用と利益の考慮が、世論の支持を生み出しう

能力を毀損されているというステレオタイプが生じること、などを危惧している（Gone 2013; Gone 2014）。

る。貧困、失業、犯罪、精神疾患などの社会病理の蔓延は、医療や福祉事業のコストを押し上げ、また犯罪の取り締まりや刑事司法の運営費を増加させる。したがって、コミュニティが再建されれば、そこから得られる経済的利益は、事業のコストを大きく上まわる。「先住民に関する王立委員会」はこのような論理を用いて、カナダ国民に、委員会の提案する野心的な事業を採用することを促す。すなわち、もしその政策が受け入れられるならば「先住民の経済活動は拡張し、政府の税収は増加する。また先住民の政府への依存は減少し、経済支援や治療のプログラムの支出が減少する」とされる（RCAP 1996, vol.5, p.52）。このように、コミュニティ再建の事業は、「正義」の要請に加えて、複数の根拠によって基礎づけることが可能である。したがって、すくなくとも穏健なタイプの政策については、主流社会の支持を獲得できる見込みが大きいと考えられる。

7. 三つのアプローチの比較

多文化主義の他のアプローチ（「文化アプローチ」「支配・抑圧アプローチ」）と比較した場合、「コミュニティ再建アプローチ」は、多文化主義政策をより効果的に基礎づけられるであろうか。以下ではこの観点から、これらの三つのアプローチの長所と短所を考察してみたい。

「文化アプローチ」は、多文化主義の理論において最も有力なアプローチであり、マイノリティの文化・コミュニティと、個人のアイデンティティを結びつけることで、マイノリティの文化・コミュニティの保全を主張する。周知のように、ウィル・キムリッカは、マイノリティの「社会構成的文化」の保全を要求する有力な理論を構築した。彼の理論において、「社会構成的文化」は自己完結的な社会制度とナショナルな言語文化から構成される。それぞれのナショナル・マイノリティは、固有の「社会構成的文化」を持つと想定される。人間は通常、自己の所属する「社会構成的文化」の内部において人生をおくるのであり、その意味で「社会構成的文化」は自己完結性を持っている。人間の人生のビジョンは特定の「社会構成的文化」のなかで形成されるので、これに対するアクセスを失うと、意味のある人生をおくることが困難になる。したがって、マ

イノリティ集団の「社会構成的文化」は、主流文化への同化の圧力に抗して保全されなければならない、とされる。

このように「文化アプローチ」は、文化的帰属それ自体の価値を主題化し、直接かつ強力に、文化保全の政策を擁護する。これに対して「コミュニティ再建アプローチ」において、文化振興は、社会病理の克服の「手段」であるにすぎない。このため、社会病理克服のための代替手段が存在する場合には、文化振興の必要性が低下する。このように、「文化アプローチ」が適合する事例においては、それは多文化主義を擁護するより強力な理論を提示できると考えられる。

ところが「文化アプローチ」にも弱みが存在する。キムリッカの議論によっては、すでに消滅ないしは、縮減してしまった文化を再興する政策を擁護することが難しい。本稿が「縮減された文化」と呼ぶのは、過去の同化政策などの影響で、構成員の人生の多様な側面を方向づける能力を失った文化のことである。実際のところ、多くの先住民の文化は、このような状態にある。縮減された文化は、自己完結性を持たない。すなわち、それはコミュニティの構成員の人生のすべての側面において、意味のある選択肢を提示することができない。したがって、その構成員は、主流社会の諸制度が提供する選択肢にアクセスし、多様な活動を行わざるを得ないのである。

このような状況においては、出身文化への帰属を、「有意味な人生のための絶対条件」とみなすことは不可能であろう。いまや、出身文化への帰属は、個々の構成員の「選択」の問題とみなされる場合も生じる。この場合、個人は、衰退する文化にとどまることを「選択」するコストの負担を求められることになろう (Patten 2014, ch.3)。かくして、政府が文化を振興する義務が、弱まることになる。

この点においては、「コミュニティ再建アプローチ」は「文化アプローチ」に比して長所をもつ。縮減された文化の復興が、社会病理の克服に必要な資源を提供する場合には、文化振興の政策が正当化されるからである。文化的な自己充足性を失い、しかも社会病理に苦しんでいるマイノリティにとって、「コミュニティ再建アプローチ」が、より有望な戦略であることも多いと考えられる。

「支配・抑圧アプローチ」と比較した場合、「コミュニティ再建アプローチ」は少なくともその穏健な形態においては、世論の支持を得やすいという長所を持つと考えられる。「コミュニティ再建アプローチ」の焦点は、「安全」「恐怖からの自由」「適切な初等中等教育」など最も基礎的な財であり、その充足のための政策は、人々の正義感、慈愛、同朋意識・連帯感によって支持されやすい。また、その論理は、「支配・抑圧アプローチ」に比して敵対性が少なく、主流派国民の敵意を喚起しにくいと考えられる。また前述のように、主流派国民がこうした政策を支持する経済的動機を持つことも、支持の調達を容易にするであろう。

他方、「コミュニティ再建アプローチ」には、不平等・支配・従属の問題を正面から扱えないという弱点がある。すなわち、これらの問題は、社会病理に対処するのに必要な範囲で扱われるにすぎないのである。たしかに、先に検討したように、社会病理への対処のために、不平等な権力関係のラディカルな変更を要求しうる場合もある。しかしながら、こうした議論の有効性は、それが社会病理の解決に不可欠であるという論証の成否にかかっている。この論証は、当該マイノリティ集団の状況や、代替政策との優劣の判断に依存するから、常に成功するとは限らないのである（脚注15参照）。他方、「支配・抑圧アプローチ」は、主流派とマイノリティ集団の間の、平等で公平な関係の実現を目的とするから、不平等の問題をより直接に扱うことができる点に強みがある。

本稿は前稿とあわせて、多文化主義の「コミュニティ再建アプローチ」について検討を加えてきた。政治理論の文献のなかで、このアプローチは、「文化アプローチ」や「支配・抑圧アプローチ」に比べて注目されることが少ないが、後期近代における政策課題への取り組みのなかで、これが広く実践されていることが示されたと考える。今日における多文化主義の意義を正当に評価するうえでも、多文化主義の持つ多様な側面が認識される必要があると思われる。

参考文献

Alfred, T. (1999). *Peace, power, righteousness: An indigenous manifesto*. Oxford: Oxford University Press.

- Alfred, T. (2005). *Wasase: Indigenous pathways of action and freedom*. Toronto: University of Toronto Press.
- Bandura, A. (ed.) (1995). *Self-efficacy in changing societies*. Cambridge University Press (アルバート・バンデューラ編・本明寛ほか訳『激動社会の中の自己効力』金子書房, 1997年).
- Bandura, A. (2000). Exercise of human agency through collective efficacy. *Current directions in psychological science* 9(3), 75-78.
- Borrows, J. (2003). Stewardship and the First Nations Governance Act. *Queen's Law Journal*, 29, 103-132.
- Chandler, M. J., & Lalonde, C. E. (2009). Cultural continuity as a moderator of suicide risk among Canada's First Nations. In L. Kirmayer & G. G. Valaskakis (eds.), *Healing traditions: The mental health of Aboriginal peoples in Canada*, Vancouver: UBC Press.
- Cornell, S. E., & Kalt, J. P. (1992). Reloading the dice: Improving the chances for economic development on American Indian reservations. In American Indian Studies Center (ed.), *What Can Tribes do? : Strategies and institutions in American Indian economic development*, Oakland: CA. University of California Press.
- Cornell, S., & Kalt, J. P. (1995). Where does economic development really come from? Constitutional rule among the contemporary Sioux and Apache. *Economic inquiry*, 33(3), 402-426.
- Cornell, S., & Kalt, J. P. (2000). Where's the glue? Institutional and cultural foundations of American Indian economic development. *The Journal of socio-economics* 29(5): 443-470.
- Cornell, S., & Jorgensen, M., & Kalt, J. (2002). *The First Nations Governance Act: Implications of research findings from the United States and Canada*, Udall Center for Studies in Public Policy.
- Fast, E., & Collin-Vézina, D. (2010). Historical Trauma, Race-based Trauma and Resilience of Indigenous Peoples: A literature review. *First Peoples child & family review*, 5(1).
- Freideres, J. S. (2011). *First Nations in the twenty-first century*. Oxford: Oxford University Press.
- Gone, J. P. (2013). Redressing First Nations historical trauma: Theorizing mechanisms for indigenous culture as mental health treatment. *Transcultural psychiatry*, 50(5), 683-706.
- Gone, J. P. (2014). Reconsidering American Indian historical trauma: Lessons from an early Gros Ventre war narrative. *Transcultural psychiatry*, 51(3),

387-406.

- Graham, J. (2012). Dysfunctional governance, *Inroads*, summer 2012, 31-46.
- Kirmayer, L. J., & Sehdev, M. & Isaac, C. (2009a). Community resilience: Models, metaphors and measures. *International journal of indigenous health*, 5(1), 62-117.
- Kirmayer, L. J., & Tait, C. L. & Simpson, C. (2009b). The mental health of Aboriginal peoples in Canada: Transformations of identity and community. In L. Kirmayer & G. G. Valaskakis (eds.), *Healing traditions: The mental health of Aboriginal peoples in Canada*. Vancouver: UBC Press.
- Kirmayer, L. J., et al. (2011). Rethinking resilience from indigenous perspectives. *The Canadian journal of psychiatry*, 56(2).
- Kirmayer, L. J., et al. (2012). Toward an ecology of stories: Indigenous perspectives on resilience. In M. Ungar (ed.), *The social ecology of resilience*, New York: Springer, 399-414.
- Kral, M. J., & Idlout, L. (2009). Community wellness and social action in the Canadian Arctic: Collective agency as subjective well-being. In L. Kirmayer & G. G. Valaskakis (eds.), *Healing traditions: The mental health of Aboriginal peoples in Canada*, 315-334.
- Kymlicka, W. (1989). *Liberalism, community, and culture*. Oxford: Oxford University Press.
- Kymlicka, W. (1995). *Multicultural citizenship*. Oxford: Oxford University Press.
- Martel, J., Brassard, R., & Jaccoud, M. (2011). When two worlds collide: Aboriginal risk management in Canadian corrections. *The British journal of criminology*, 51(2), 235-255.
- Murphy, M. (2014). Self-determination as a collective capability: The case of Indigenous peoples. *Journal of human development and capabilities*, 15(4), 320-334.
- Nielsen, O. M. (2003). Canadian Aboriginal Healing Lodges: A model for the United States? *The prison journal*, 83(1).
- Nielsen, O. M. (2016). Aboriginal Healing Lodges in Canada: Still going strong? Still worth implementing in the USA? *The journal of legal pluralism and unofficial law*, 48(2), 322-345.
- OCI (Office of Correctional Investigator) (2012), *Spirit matters: Aboriginal people and the Corrections and Conditional Release Act*. Ottawa.
- Patten, A. (2014). *Equal recognition: The moral foundations of minority rights*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- RCAP (The Royal Commission on Aboriginal Peoples) (1996). *Final Report*,

Ottawa.

- Tiessen, M., Taylor, D. M., & Kirmayer, L. J. (2009). A key individual-to-community link: The impact of perceived collective control on Aboriginal youth well-being. *Pimatisiwin: A journal of Aboriginal and Indigenous community health*, 7(2), 241-267.
- TRC (Truth and Reconciliation Commission of Canada). (2015). *The final report*, Volume 5: *Canada's Residential Schools: The Legacy*
- Waldram, J. B. (2017). *The way of the pipe: Aboriginal spirituality and symbolic healing in Canadian prisons*, Toronto: University of Toronto Press. (Originally published 1997 by Broadview Press).
- Wexler, L. M., & Gone, J. P. (2012). Culturally responsive suicide prevention in indigenous communities: Unexamined assumptions and new possibilities. *American journal of public health*, 102(5), 800-806.
- タリー、ジェイムズ (2017) 「北米先住民をめぐる『再生』と『和解』」(辻康夫・山田健訳) 『北大法学論集』 67-6.
- 辻康夫 (2013) 「多文化主義理論の諸類型の検討: 複合的アプローチにむけて」 『法政理論』 45-3.
- 辻康夫 (2018). 「後期近代におけるコミュニティ再建：多文化主義の政策実践の一側面」 『北大法学論集』 69-4.